

研究ノート

H・レヒターペの科学的社会政策論(1)

—ドイツの伝統的社会政策論との関連で—

佐々野謙治

は し が き

小稿は、ハインリッヒ・レヒターペ (Heinrich Lechtape, 1896-1936) の著作・『科学的社会政策の対象としての人間労働』 (Die menschlichen Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, 1929) —— 当著作は、レヒターペが1828年7月21日にミュンスター大学の私講師としての就任を許された時の資格論文をなすものであった¹⁾、と言われている —— の紹介を試みたものにすぎない。その紹介に際しては、第一次大戦前のドイツの伝統的社会政策論を常に念頭に置きつつ、それと対比する形でレヒターペの言うところを私なりの観点から追っていくことに努めた。そうすることが、レヒターペの社会政策論の特徴を、いくらかでも浮き彫りにできると解したからである。

さて、1980年代のドイツ資本主義の確立から帝国主義国家への推移、そして第一次大戦への突入と敗戦、その後の経済混乱 (敗戦による原材料供給源としての植民地および販路の喪失、生産設備の老朽化、賠償支払、莫大な補助金支出、通貨制度の崩壊) の中からドイツ独占資本が再編成・強化されてナチスの出現を招くに至った1930年代まで——これがレヒターペの生きた時代であった。つまり、レヒターペはドイツ史上におけるまさに激動の時期を生きたのである。とりわけ、「戦後の終わった1919年はレヒターペが大学に進学した時であるが、この年からインフレの終わった23年にかけては、労働争議の最盛期である…この時期ほど労働争議の頻発したことはドイツ史上に例がなく、ナチスの出

現を招いた30年代の世界不況期ですら、この時期の争議件数の一割かそこらにすぎない²⁾とされている。しかもこの労働争議が、実に「広範囲」にわたって頻発しているのだ。例えば、「市営事業関係の事務員のストライキのためベルリンにがまかは電力がなくなった(9月)、ホテル事務員のストでは街頭でピラレ、ストライキ・ブレーカーとの間に小競合があった(10月)。新聞事業では賃上げ交渉が難行していた(10月)。地下鉄のストに続いて高架線のストがおこる(12月)。1922年には市営事業者のストでれ道が止まり、隣国オーストリアの交通ストがベルリンの新聞に報道され(6月)、ベルリンでは俳優のストが始まった³⁾、というようにである。また、こうした労働争議の背後には多くの失業者が存在した。戦前一桁であった失業率は、第一次大戦後から30年代にかけて、二桁を数えるに至っている⁴⁾。しかもこの失業は、「1921年の12月には、ベルリンで失業者の集団が衣料品店で被服や衣料材料を掠奪したし、隣国オーストリアのウィーンでも外国人が掠奪された……1922年、大口の犯罪ことに盗難が続いていることは、街頭に貼られている謝礼金の金額が物語っていた……」⁵⁾、ということからも伺えるように、戦前の「景気の失業」と異なり実に暗く陰惨なものであった。

以上、レヒターベが多感な青年期を過した1920年代のドイツは、社会不安の急激に高まった時代であり、社会的対立・緊張(＝階級対立)の最も尖鋭化した時代であった。この社会的対立・緊張に対して、戦前の伝統的社会政策論者は、全く無力であった。否そればかりか、彼らは社会政策反対の立場にさえ立ったのであった⁶⁾。そうした点を批判・反省した上で、戦後ドイツ社会の安定を意図し、そのための諸方策を導き出すべく企図されたのが、小稿で紹介を試みた、レヒターベの科学的社會政策論なのである⁷⁾。

(注)

- 1) Geck, Heinrich Lechtape als Soziologie, Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozial Psychologie, 8ig, 1956, S.634.
- 2) 石坂巖『経営社会政策論の成立』有斐閣, 昭和43年, 100頁。
- 3) 大塚金之助『ある社会科学者の遍歴』有斐閣, 昭和44年, 22頁。
- 4) 大河内一男『社会政策(各論)』有斐閣, 昭和44年, 232頁所収, ドイツにおける

失業率の表を参照。

5) 大塚金之助, 上掲書, 22頁。

6) 伝統的社會政策論の崩壊に代って戦後流れ出た社會政策に関する二つの思潮をここに見ておきたい。

まず第一の思潮から見ていこう。社會政策の客体から主体への戦後の労働者階級の政治的成熟と地位の社会的飛躍は、社會政策を社會化の最も確実な方法であり、それ故に社會政策は社會主義への一步前進で、との解釈を生み出した。今や社會政策は「上から」与えられたものではなく、「下から」獲得されるものであり、それに応じて社會化をおし進めていく手段だ、と考えられるようになったのである。これが戦後政権を獲得した社会民主党系の人々により、「經濟民主主義」という名称の下に唱えられた社會政策觀に他ならない。この主張の理論的代表者とみなし得るハイマンは、社會政策を「資本主義社會における社会的理念＝自由と労働の尊厳への志向の制度的沈澱物」と規定し、その根本的標識を、社會政策が資本主義經濟の暫定的安定化の要具として役立つと共に他面では經濟秩序自身をも変革せしめずにはおかない、という「革命的＝保守面両面性」に求めたのである。

ところで、こうして社會政策のもつ「革命的＝保守的両面性」をハイマンが指摘した功績は、それなりに正しく評価されなければならないであろう。しかし、その両面性を均衡関係・力学的な力関係（ハイマン自らは弁証法的関係だと述べているが）として理解するハイマンにあっては、社會政策の主体があくまで近代資本主義國家であることが看過され、あいまいなものとなってしまっていることは否めない。理念の制度化されたものが社會政策だ、と考えるハイマンであれば、もともと社會政策の主体など問題となりえないのだとも言える。従って彼にあっては、社會政策のもつ經濟的限界・費用という問題が全く無視されてしまうのである。この社會政策が資本主義經濟秩序内部で当然こうむる物質的限界を無視せしめたのが、戦後ドイツの特殊事情であったにしろ、結局その理論・主張が形而上学的なものであったとの批判は免れえないであろう。戦後ドイツの特殊事情は、社會政策が労働者組織の発展に対して持つ積極的な意義と、それとの急進的解釈との混同に人々を陥し入れたのである（ここでのハイマンに関しては、大河内一男著『社會政策の基本問題』青林書院社、昭和43年、3-113頁を主に参照）。

第二の思潮は、第一の思潮に対して批判的な役割を演じる。伝統的社會政策家は、社會安定を意図し、弱者たる労働者に対して社會政策（特に労働者保護）を施行することの必要を説くことを、その主要課題としていた。しかし、労働者はもはや弱者ではなく、「強者」として存在し、また第一の思潮にみられたように、社會政策が「社會主義的」なもの、「反資本主義的」なものへの一手段だとする見解まで生じた、というのが戦後ドイツの実情であった。とすれば今や、かつて伝統的社會政策家が社會政策の必要を説いたのと全く同一の理由からして、ここでは、社會政策そのものに対して反対されなければならないであろう。それは、第一の思潮がないがしろにしていた社會政策の持つ資本主義的限界、つまり費用という点を力説することによってなされた。第一の思潮に対して批判的役割を演じる、いわゆる第二の思潮の形成である。

すでに戦前、世界市場の競争戦に参加したドイツ經濟は、社會政策を排除しようとの勢力を生み出していた。そこでは、社會政策は正義であるよりは、まず費用と解されたのである（この点、詳しくは、大河内一男『独逸社會政策思想史』、青林書院新社、昭和43年、212-267頁の参照を乞う）。従って第二思潮とは、その戦前の

見解を継承したものに他ならないとも言えるわけだが、ただ戦後危機に直面したドイツ経済は、それをもっと緊迫した形で登場せしめたのである。しかも歴史の皮肉は、かかる主張の代弁を社会政策学界の当時の指導者ヘルクナーをして勤めせしめた。彼は社会政策を「善良なる経済政策こそ最良の社会政策」と規定し、もはや社会政策は労働者階級のためのものではなく、むしろ生産性の増進こそ社会政策の課題である、と主張したのである。つまり、「窮乏せるドイツにとっては単に分配問題にのみ終始せず、とりわけ生産的効果の向上を考慮するところの社会政策のみが可能である」と（ここでのヘルクナーについては、大河内一男『独逸社会政策思想史(Ⅱ)』、青林書院新社、昭和43年、281-284頁を参照）。ここに、社会政策の限界・費用問題が、社会政策の中心題目として論議・検討されることになった。かくして、社会政策の主体すなわちカイザー的ドイツ帝国を失った社会政策学界は、社会政策のための学会（Der Verein für Sozialpolitik）から今や社会政策反対の学会（Der Verein gegen Sozialpolitik）に変わったのである。

さてその第二思潮が社会政策の持つ限界を繰り返し論じたという点では、それは第一の思潮に対して確かに批判的な意義を有するが、しかし社会政策を「産業負担＝経済外的な干渉」としてのみ解している限りでは、それはハイマンが指摘した社会政策のもつ「革命的＝保守的の両面性」を正当に理解しえずにいるとの批判を免れえないであろう。従って第二思潮は、第一の思潮が革命的・急進的であることをもって特色づけられるのに対して、その消極的・批判的性格をもって特色づけることができる。第一の思潮の代表者とみなしうるハイマンはしかし、戦後ドイツ経済の危機の下に社会政策の危機が叫ばれている時にその論を展開したのであり、このことは彼がいかに現実から目をそらしていたかということを示している。ハイマンは「社会政策に対して自己の社会哲学を述べたにすぎない」（岸本英太郎『社会政策』、ミネルバ書房、昭和41年、38頁）と言われる所以だ。しかるに第二思潮の人々の社会政策論は、極めて現実的な問題と密接に関連していた、と言える。かくして戦後の事実上の社会政策論の潮路は、第二思潮の方向に向って流れ始めたのである。

とまれ以上、この注で確認しておきたいことは、ドイツでの戦後の社会政策論を代表する二つの思潮が、そのいずれも労資いずれかの利害の代弁にのみ終始するものであったということである。なお付言すれば、我が国にはここにいう社会政策論の二つの思潮を代表する人々は極めて少ない。その理由を岸本氏はこう説明している。「労働者の状態と地位が余りにも劣悪で低く、労働組合も合法化されず、最低賃金制や失業保険さえもない日本にあっては、労働者保護＝社会政策の必要こそあれ、その制度を否定する社会政策論（第二思潮）や高度な社会政策の発展に希望を記す社会主義的な社会政策論（第一思潮）などの成立する余地はほとんどなかった」（岸本英太郎『社会政策』、ミネルバ書房、昭和41年、42頁）と。またレヒターベは、ここに見てきた二つの思潮のいずれにも与しない。以下詳しくは小稿の本文中で取り上げたい。

- 7) H・レヒターベの同著作を、石坂氏（石坂巖『経営社会政策論の成立』、有斐閣、昭和43年）と佐護氏（佐護善「ドイツにおける経営労務研究の展開」九州産業大学商経論叢、第18巻第2号）が取り上げておられるので、併せてその参照も願いたい。

I. 科学的社會政策論の概念と課題

まず、ドイツの伝統的社會政策とは何であり、またドイツの伝統的社會政策家ないし論者が何を課題としていたか、という点を見てもおきたい。

イギリスに遅れて資本主義の道を歩き始めたドイツにおいても、産業革命の進展と共にその急速な確立・発展をみた1870年代には、かつてエンゲルス (F. Engels) が『イギリスにおける労働者階級の状態』で隈無く描き出して見せた資本主義社會の弊害が、一つの社會問題として現出してきた。ドイツにおけるそれは、何よりも「ドイツ經濟の急速な資本主義化に伴う旧中産階級の急速な没落であり、他は60年代中葉から勃興をみせた労働者階級の窮乏化に伴う階級運動の急速な展開であった。」¹⁾ こうしたいわば二重の社會的弊害は、新たな統一國家として成立したプロイセン＝ドイツ帝國にとって、もはやスミス (A. Smith) の予定調和の樂觀を許すべくもない、社會の安定を脅かす、放任しがたいゆゆしき問題であった。ところで、この問題に直面したのが、かの「新歴史学派」の人々であった。従って彼らは、ドイツ資本主義の確立・発展期に、上述した二重の社會的弊害からドイツ經濟を救出すべく「社會改良家」・「社會政策家」として出現することになったのである。「新歴史学派」の中でも、例の「社會政策学会」を中心に結集した「講壇社會主義者」と呼ばれた人達(＝伝統的社會政策家達)がそれだ。つまり彼らは、「一方における旧中産階級の窮乏を緩和すると共に労働者に対してはできるだけ上から保護を与え、他方において現存秩序への反抗運動に対してはこれを弾圧しなければならない」²⁾ と考えた。そしてここに彼らは、その考え・要求を、何よりも当時の支配階級に向けて啓蒙ないし説得する——彼らが「講壇」社會主義者と呼ばれる所以である——という課題をその主要任務として担うことになったのである。また、その考え・要求が理論的装いを凝らして登場したのが、かの新歴史学派の經濟学＝「倫理的」經濟学であった。

労働者階級の窮乏化に伴って生じたドイツでの労働・階級運動の展開は、当初から激しい社會主義の運動と結びついていた³⁾。この社會主義の要求は、社

会秩序を脅かすものとして、「新歴史学派」の「講壇社会主義者」と呼ばれた人達——国家の経済生活への干渉を説く彼らは自由主義者からは講壇「社会主義者」と呼ばれ批難されるも反社会主義者だ——の最も忌み嫌ったものであった。しかし、労働運動の展開に伴う社会不安の増大に対して、当時のドイツに支配的であった自由放任を建前とする自由主義経済学＝「ドイツ・マンチェスター派」の経済学をもっては、いかんともできなかった。そこで、一種の干渉政策（＝社会政策）を説き、社会の安定を意図する新歴史学派の人々は、社会主義の要求と同様に自由主義の要求をも物質的・ユダヤ的なものだと批判し、ここに経済を一つの倫理的・道義的關係と解し、自らの経済学を「倫理的」経済学と規定したのである。要するに、「新歴史学派」の「講壇社会主義者」と呼ばれた伝統的社会政策家達は、反自由主義的にして反社会主義的な「第三秩序の理念」を、その出発点において求めたのだ。そして、この理念の政治的実践者が例のビスマルクであり⁴⁾、事実また彼の施行した社会政策体系つまり「社会保険法」と「社会党鎮圧法」は、その理念を実現したものであった。

以上、ドイツの伝統的社会政策家ないし論者の課題が、社会の安定を意図する観点から、何よりも社会的弱者・労働者保護の要求を当時の支配階級に向けて啓蒙ないし説得するというものであったこと、それに対応してドイツの伝統的社会政策は、当初から倫理的意味をもたされて、国家の手により「上から」従って権威的に社会の下層階級の人々・労働者に向けて差し出されたいわば援助の手、つまり鞭（＝社会党鎮圧法）の代償として与えられた飴（＝社会保険法）の政策に他ならなかった、ということをごここに確認しておきたい。

さて、そうしたドイツの伝統的社会政策は、まず第一に社会政策の客体としての労働者階級が社会的・経済的「弱者」であったこと、第二に社会政策の主体が純粋な意味での資本主義的な民主制国家ではなく、資本と労働から中立的なユンカー指導の半封建的社会国家＝ドイツ帝国であったことに対応するものであった。こうした二つの条件の下で伝統的社会政策家達は、支配階級に向けて社会政策（＝労働者保護）の実施を要求すべく、彼らの「社会的良心」を啓蒙ないし説得するという課題を遂行しえたのである。つまりこうだ。労働者が

社会的・経済的「弱者」であった限りでは、彼らは道義的・人道的見地からしても保護されなければならなかったし、また、資本勢力（＝新興産業資本家）と封建勢力（＝ユンカー）——イギリスと異なり、いわば上から資本主義の道を切り開かざるをえなかったドイツは、この封建勢力を多数残存せしめていた——という両社会勢力が均衡を保っていた限りでは、「新歴史学派」の伝統的社會政策家の説く政策も、「全体利益」の中立性を装うことができたのである。

だがドイツ資本主義經濟の發展は、特に90年代以後の独占資本主義の確立と帝國主義國家への推移と社會民主黨勢力の拡大は、「新歴史学派」の講壇社會主義的な伝統的社會政策を可能ならしめていた二つの条件・前提を次第に変化せしめた。つまり、社會政策の客体としての労働者階級は、今や經濟的貧弱と道徳的退廃をもって特徴づけられる社會層ではなくなってきつつあった。また彼らの意識も、社會政策を「鞭」の代償としての「飴」の欺満政策とみるまでに成長してきていた。それに、社會政策の主体であったユンカー指導の「社会的王制」としての國家は、次第にその権力を巨大資本の手に奪われ、妥協に際しての主導権は、ユンカーの手から独占資本の手中に移されていった⁵⁾。

その傾向を決定的なものとしたのが、第一次大戦とそれに続く革命であった。半封建的社會國家プロイセン＝ドイツ帝國は、純粹な資本主義國家＝ドイツ共和國に変じた。ワイマル憲法と共に封建勢力は敗退し、資本と労働とはここに初めて顕な姿で対立することになった。ドイツ資本主義の妥協的指導者ユンカーは退場し、資本は独占的巨姿において現われ、それと共に社會政策の主体である「社会的王制」として國家は完全に消滅してしまったのである。レヒターペが次のように述べる所以だ。「今や社會集團は、単なる經濟的・社会的利害集團の妥協である、とはけっして言えないのであり、理想と利害を持つ巨大政黨や強力な經濟集團が國家の全体志向に決定的な影響を及ぼす、ということは全く疑えない事實である」から、シュモルラー(G. Schmoller)のいう「全体的な意志の所与の主体としての國家」を、社會政策的には、もはや認めることはできない⁶⁾、と。他方、社會政策の客体としての労働者は、今や社會民主黨政權の成立によって——例えそれが「みせかけの勝利」(1918-1921)であったに

ても政治的支配者となり、以前の社会的・経済的「弱者」の地位は、この新たな政治権力を通して確かに克服されつつあった。

とすれば今や、社会政策が社会的弱者・労働者に向って差しのべられる援助の手たりえなくなったとしても、また社会政策家が倫理的・道徳的見地から社会的弱者・労働者の保護を支配階級に向って啓蒙ないし説得するという課題をもちえなくなったとしても、それはけだし当然の成行であった、と言えるだろう。「今日ではもはや社会政策は、ドイツ社会改良の頃のように、国家当局から社会の下層階級の人々に向けて差しのべられる援助の手ではない。今日では労働者階級は、自らの運命を共同的に規定し、共同的に責任をとりあっており、またそうしようと願っている。今日ではもはや社会政策家は、数十年前のように、国家の眠れる社会的良心を目覚めさせるなどという課題を持つものではない。社会的最低限 (Soziale Minima) は、広く経済において達成されているのである。」⁷⁾ かく述べてレヒターベも、今や社会政策は下層階級の人々・労働者に向けて差しのべられる援助の手などではなく、また社会政策家が国家・支配階級の良心を目覚めさせるなどという課題を持つものではない、と言うのだ。

では一体、レヒターベは社会政策をどう解し、その課題をどこに求めるのか。およそ社会政策の課題とは、その時代の社会問題が解決を迫って人々に課したものであるとすれば、社会政策の課題を語るに、その時代の社会問題の特質を無視しては語りえないであろう。ドイツ社会秩序の維持者であったユンカー指導の「社会的王制」の消失は、資本と労働を直接的な形で対立せしめることとなった。戦後ドイツ経済の混乱は、小稿のはしがきでも述べたように、それを史上最高という労働争議をもって現出せしめた……要するにレヒターベの時代とは、伝統的ドイツ社会の崩壊に伴い、社会的対立・緊張 (=階級対立) の最も尖鋭化した時代であった。ところでレヒターベによれば、その「社会的対立・緊張は社会を害し破壊する。それは、個々の社会集団間の連帯主義的な協同を脅かす。それは、社会関係つまり社会の統一を危険にさらすものである。」⁸⁾ 従って、今日の社会政策家ないし論者の課題とは、「社会形成的な諸力や傾向を強化し、社会を危険にさらす諸力や傾向を緩和し除去するのに適切だと思え

る方策や手段を検討し、それを見出すことだ (A. Amonn)。」この場合の社會政策とは、「社會目的の永続的達成の確保を志向する政策 (V. Zwiedenecksüdenhorst)」であり、その目的とは、「社會の物質的連関の保持 (A. Amonn) である⁹⁾。」見られるようにレヒターペは、社會的対立・緊張を緩和しない除去する方策や手段を社會政策と解するのであり、従って社會の安定のために適切な方策や手段を見出すことが社會政策家ないし論者の課題である、と言うのである。そして、これ以上の解明を彼はなさない。と言うのは、社會政策とは何かというような「むずかしい問題をさらに解明しようとする場合には、科學の發展が社會政策の統一的概念へ導く、というのが最も望ましい¹⁰⁾」からであり、何よりも「その概念構成にとっての本質的契機は、社會的緊張つまり対立が存在しているという事実の中にある¹¹⁾」からだ。

とまれ、ここにレヒターペのいう社會政策の課題はもちろん、彼の社會政策についての考えも、ツヴィデネックやアモンらの概念がそのまま踏襲されていることからしても明らかなように、けっしてレヒターペ独自のものではないのである¹²⁾。ここにレヒターペが引用し、それに依拠した概念は、そこから何ら現實の社會政策のイメージの浮び上ってこない文字通り「一般的」・「抽象的」なものであることをもって特徴づけられるものだが、これは実は当時一般に流布した支配的なものであった。また、レヒターペが社會政策家ないし論者の課題を社會安定のための適切な方策・手段を見出すことに求めたことは、當時の時代的要求を反映するものでさえあったのである。では何故そう言えるのか。

前代未聞の労働争議件数を数えた戦後のレヒターペの時代は、社會的対立・緊張の最も尖鋭化した時代であった。しかるに、戦前のような社會政策の主体＝カイザー的ドイツ帝國を失ってしまった伝統的社會政策論者は、今や長い間の闘争敵手であった雇主体と「新マンチェスター派」の側に立った政策論を展開し始めており、また社會主義者達は労働者側ないし労働組合の立場を一方的に代表する政策論を展開していた、というのが戦後ドイツの實情であった¹³⁾。つまり、そのいずれの団体もが「部分的階級利益」の主張にのみ終始していたのである。こうした人達の説く社會政策——これを社會政策と呼ぶるか否かは

さておくとして——は、当然のことながら特にレヒターペの時代に激化したといわれる社会的対立・緊張（＝階級対立）に対して無力であった。否、それは無力であったというよりもむしろ、その対立・緊張を激化させさせていた、というのが正しい。とすればかかる状況下、戦後ドイツ経済の危機とその復興を念頭におく一層高い立場＝「第三の立場」から社会政策を考えることが、またその立場から社会安定のための方策を見出すことこそが、時代の要求に答える社会政策論者の課題である、と人々が考えたとしても、それはけだし当然の成行であった、と言えるだろう。

人々は、何よりも「社会学」の知識を借りることが、その「第三の立場」を探し当てる糸口になる、と考えた。つまり、階級的部分間の相互関係一般を問題とする社会学＝形式社会学こそが、いずれの部分社会（＝階級）をも擁護するものではない社会政策論を基礎づけることができる、とされたのだ。かくして戦後、社会学者達による社会政策の研究が流布するようになったわけだが（レヒターペとしてそうした中の一人に他ならない）、他方ではまた戦後ウェーバー（M. Weber）の影響下、社会政策の概念規定においても「没価値的」たろうとする傾向が強く、道義的に憐な労働者の保護を要求したり、また資本に対する労働の闘争を支持したりすることは、社会政策が経験科学たろうとする限り許されないことであった。当時の社会政策の概念規定が、「一般的」・「抽象的」なものとならざるをえなかった所以である。また社会政策家ないし論者の課題が、社会政策の「目的」究明にではなく、社会安定のための「方策」や「手段」の究明に求められたことも、経験知識と価値判断との厳密な分離を要求したウェーバーの主張と無関係ではなかったと言えよう¹⁴⁾。

要するに以上、「一般的」・「抽象的」なものであることをもって特徴づけられるレヒターペの社会政策についての考えや、彼のいう社会政策の課題・目的とは、当時の時代的要求を反映したものであり、けっしてレヒターペ独自のものではなかったのである。なおここに付言すれば、「一般的」・「抽象的」な規定を試みた諸学者の政策論に関しては、いかにそれが抽象的に論じられていようと、結局は資本側に味方するものであったということが、またその根底には階級

協調策を用意していたということが、さらに具体的内容を欠いた無意味な「概念遊戯」にふけるものがいかに多かったということが、一般に指摘されている¹⁵⁾。

では、レヒターペの社会政策論の独自性はどこに求められるのか。レヒターペが、あえて自らの社会政策論を「科学的」と称して、他のそれと区別する根拠はどこにあるのか。それは、社会的対立・緊張を緩和ないし除去するという社会政策の課題ないし目的を遂行するために、レヒターペのとする観点ないし態度に求められる。「社会的対立・緊張は現実に即して独断を混じえずに把握しなければならぬ」¹⁶⁾、というのがそれだ。例えば、社会的対立・緊張の原因を単に労資の対立という局面にのみ求めるという従来のやり方を排除して、レヒターペは、それをもっと具体的な時限で現実に即して捉えていこうとする。つまり彼はこう言う。同一階級内部においても熟練労働者と不熟練労働者という社会集団が、しかも同一工場内部で、労働市場政策や賃金政策をめぐる鋭く対立している、と。また彼は我々の注意を次のルドルファー (Rüdorffer) の指摘に向ける。「白人が外国人の安価な競争に反抗して自己の権利を主張せざるをえない、例えばアメリカ西部や南アフリカの鉱山区域やオーストリアにおいては、労働者が人種敵対やナショナリズムの担い手であり、かかる感情の重圧の前では、プロレタリアートの利害の共通性とか、諸国家を統合した未来国家という言葉は色あせてしまう。」なおレヒターペは言う。労資間には対立の局面のみがあるのではなく、利害の一致という側面もある、つまり労働組合と雇用者同盟との労働共同体を成立させているのは、その利害の一致を除いては他に考えられない¹⁷⁾、と。

こうして社会的対立・緊張が一つの見方に偏って求められずに、あくまで現実に即して把握されるとなれば、それを基にして展開される政策論も、現実的かつ具体的な内容をもつものとなるであろう。事実また、社会的対立・緊張は現実に即して把握しなければならぬという観点が、レヒターペの社会政策論を、具体的内容を欠いた「概念遊戯」にふける政策論——レヒターペと同じく「一般的」・「抽象的」な社会政策の概念規定を受容した諸学者の中に往々にして見い出されるそれ——に墮することから防いでいるのである。また後に見る

ように、レヒターペをして当時の社会政策論者が全く看過していた経営の社会政策的問題に注目せしめたのも、つまりはその観点に他ならなかった。実はレヒターペには、「経営から発し経営に向けられる社会政策」¹⁸⁾つまり「経営社会政策」の理論的出発点としての輝かしい地位が、与えられているのである¹⁹⁾。

以上、レヒターペが自らの社会政策論を「科学的」と称して他のそれと区別する理由はもちろん、彼の社会政策論の独自性・特徴を形成する根拠も、つまるところ「社会的対立・緊張の局面を現実即して独断を混じえずに把握しなければならぬ」という彼の観点・態度に求められる、と言えるわけだが、まずはその観点・態度は、社会政策的事態 (sozialpolitischer Tatbestand) の因果分析・確定こそが社会政策家ないし論者の第一課題であるという見地に彼を導く。そしてこれこそが、実はレヒターペの社会政策論に独自の課題をなすのである。とまれ彼の言うところを聞こう。「社会政策論者はまず第一に社会政策的事態を確定しなければならない、つまり社会を危険にさらす諸原因、社会的緊張を呼び起こす諸原因を認識しなければならない。要するに社会政策論者は、社会を危険にさらす事情を、その因果連関において分析しなければならない。これが社会政策論者の第一の学問的課題であり、彼はその課題を補助科学、特に社会学、社会心理学および統計学を利用して遂行しなければならない。社会政策的事態のこの解明・確定の後に、第二の課題として生じてくるのが、社会を危険にさらす諸原因を除去しえる手段、つまり先に述べた社会政策の目的を達成するのに適切な手段を探求し検討し確定するということである。その際、社会教育学、社会倫理学および社会衛生学のような諸科学が補助的な役割を果す」²⁰⁾。

見られるようにレヒターペは、社会政策的方策・手段の検討ないし究明に先立って、社会政策的事態を因果的に分析・確定することこそが、社会政策論者がなすべき第一課題である、と力説・強調してやまないのである。では、何故レヒターペは社会政策的事態の分析・確定をそのように力説・強調するのか。この点を次に、伝統的社会政策論者の方法に関するレヒターペの叙述とからめて明らかにしたい。この道筋で、レヒターペのいう「科学的」という意味をも

明らかにしたい。また、ここにいう社會政策的事態の分析・確定の中心点にレヒターペが選り置いたのが「人間労働」(menschlichen Arbeit)という概念なのであるが、従来の用語法にならってその概念を「被用者の労働」²¹⁾と解するレヒターペが、何故あえて「人間労働」という概念を彼の社會政策論の中心概念として選り択するののか、この点も次に明らかにしたい。

(注)

- 1) 大河内一男『独逸社會政策思想史(Ⅰ)』青林書院新社, 1968年, 9頁。
- 2) 大河内一男『独逸社會政策思想史(Ⅱ)』青林書院新社, 1968年, 10頁。
- 3) 「1863年には、ラッサールらによる國家主義的な社會主義をめざす〈全ドイツ労働者同盟〉が成立し、1869年にはベーベル、リープクネヒトらによって、アイゼナッハにマルクス主義的な社會主義組織の〈社會民主労働党〉が結成され、1875年にはラッサール派とアイゼナッハ派の両派がゴータにおいて合同し〈社會主義労働党〉の一のちの社會民主党一が結成されゴータ綱領を発表した。……このように労働組合運動と結合した社會主義運動は60年代以降急速に發展したのである」(岸本英太郎『社會政策』ミネルバ書房, 昭和41年, 9-10頁)。
- 4) 「プロイセンドイツ社會政策は新歴史学派の講壇社會主義者達によって教壇から提唱され、ビスマルクによって実践に移されたといつてよい」(大河内一男『經濟思想史(下)』, 勁草書房, 昭和33年, 198頁)。なおこの点については、大河内一男『独逸社會政策思想史』392-414頁に詳細に述べられている。
- 5) 以上、二つのパラグラフの叙述は、主に大河内一男『独逸社會政策思想史』青林書院新社, (Ⅰ) 9-10頁, (Ⅱ) 268-276頁を参照。
- 6) H・Lechtape, Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena 1929, S.7.
- 7) H・Lechtape, a. a. o., S. 52.
- 8) H・Lechtape, a. a. o., S. 3.
- 9) H・Lechtape, a. a. o., S. 9.
- 10) H・Lechtape, a. a. o., S. 48.
- 11) H・Lechtape, a. a. o., S. 6.
- 12) これと同様の考え方をとる諸学者の言うところを参考のためにあげれば、ボルクトは、「広義における社會政策とは、共同体に属する社會階級の關係に働きかけることによって全体福祉を促進することを目的とする措置の総体である」(ボルクト, 大河内一男『社會政策(総論)』有斐閣, 昭和44年, 79頁より引用)と社會政策を規定している。我が國の河田博士は、「社會政策とは社會内部の調和を図り、社會の全体としての円満なる發達に寄与せんがために行はるる國家的行為を謂う」のであり、またそれは「國家全体のためにその内部に於ける各種社會部類相互間の關係を整え、社會内の各部分が都合よく國家としての全一体内に織込まれるように社會部類相互間の不均衡を去り軋轢なからしめん為に行はるる國家的行為」である、と述べている(河田嗣郎『社會政策原論』日本評論社, 昭和9年, 1頁)。また井藤教授もこれと同一の立場にあるものとみなしうであろう。氏は、主たる諸学者の社會政策概念を吟味した後、「社會政策とは社會生活の基本關係の發展を目的とす

る方策である」と結論している（井藤半弥『社会政策総論』，春秋社，昭和44年，64頁）。

- 13) この点，詳しくは，小稿の「はしがき」の注6)の参照を乞う。
- 14) 以上，二つのパラグラフの叙述は，大河内一男『社会政策（総論）』，有斐閣，昭和44年，78-81頁を参照。
- 15) 椋原氏は抽象的・一般的な社会政策の概念規定を与えている主たる諸学者の論じるところを紹介し，その結果を次のように総括している。「もちろん彼らの学説はいろいろ色合いに差異を示していて，その使用する用語の概念内容が必ずしも一致しているとはいえないが，具体的にいうと，一般的には社会における階級や身分等の対立，闘争を調節して，その発展を図る政策を，特別には資本主義社会におけるそうした政策を社会政策と解しているものであり，そうしたものが彼等の全体の利益であり，社会目的である。そうして，その客体は特定の被支配者または従属下位の階級だけではなく，対立する総ての階級である。抽象的・一般的な社会政策は……社会政策を *Gesellschaftspolitik* とみるのである」（椋原信一『社会政策の基礎原理』，法律文化社，1964年，193-194頁）。さて「社会政策のこのような抽象的・一般的な規定は労働者階級のための社会政策の事実上の停止と後退を意味し，少なくとも雇主的利益に充分の注意を払うことが，外ならぬ＜社会目的の永続的達成＞であり，＜社会の内的・物質的連関の保持並びに強化＞であり，全体福祉だったのである。……この種の概念はたとえその外貌において，いかほど抽象的に構成されておろうとも，その本質においては一種の階級協調策に他ならなかった」（大河内一男『社会政策総論』，有斐閣，昭和44年，82頁）。岸本氏は「この社会政策論の構想は，マックス・ウェーバーの役価値性の理論に啓発されておきた愚劣きわまる一種の概念遊戯に墮してしまつた……実践的社会政策の提案を事実上否定することによって，産業負担としての社会政策に反対する資本家階級のために一つの力を貸したのである」（岸本英太郎『社会政策』，ミネルバ書房，昭和41年，30頁）と，さらに森氏は，「社会政策概念のうち最も悪質なもの」であり，「それは各自思い思いに自分の思惟的な社会政策を樹立せんとする学的遊戯にふけるばかりでない，その意図するところ，時としては甚だ高踏的反動的となる性質を帯びる可能性さえある」（森耕次郎『社会政策要論』日本評論社，1951年，63-64頁）と鋭く批判している。事実，この種の社会政策論が，全体主義的な社会政策論と化し，ファシズムの労働政策の一支柱となるまでに変質していった過程は服部氏が，その著『独逸社会政策史論（上）』で克明に追求しているところである。
- 16) H・Lechtape, Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena 1929, SS. 7-8.
- 17) H・Lechtape, a. a. o., S. 8.
- 18) Geck, Grundfrage der betrieblichen Sozialpolitik, Schriften der Verein für Sozialpolitik, 181 Band, Einleitung より引用。
- 19) ゲックはこの点についてこう述べている。「……G・シュモラーは，経営社会政策の入口に達した……経営社会政策の入口を押しあげ，労働関係についての目を経営に向けた最初の人，R・エーレンベルグであった」（Geck, Das werdender betrieblichen sozialpolitik als wissenschaftin Deutschland Schmollers Jahrbuch, 1934, SS. 570-571）。それから「J・ヴィンシュは，経営社会政策の敷居をまたいで，この領域の多くに立ち入った最初の人であった……実践的社会政策家・T・ヴィンシュの後，専門の科学的社会政策論者として初めてH・レヒターベは，経営社

会政策の敷居を踏み越えた」(Geck, Das werdender betrieblichen sozialpolitik als wissenschaftin Deutschland Schmollers Jahrbuch, 1934, SS.574-575)。

20) H・Lechtape, Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena 1929, S.9.

21) H・Lechtape, a. a. o., S.5.

II. 科学的社会政策論の方法と対象

すでに見たように、レヒターペが社会政策論に与えた第一課題は、社会政策的事態の因果分析・確定であった。しかる後に社会政策の課題・目的——社会的対立・緊張の緩和ないし除去——を達成するのに適切な方策を論議・検討することが、その第二の課題として与えられていた。こうしてレヒターペが社会政策論に与えた課題からしてすでに、彼が社会政策的事態の因果分析・確定を方策の論議・検討に先向させようとしていることは明らかである。そしてこれはまた、ごく当然の手順だとも言えるであろう。何か社会政策的事態が存在し、それに社会政策の方策が向けられるわけだから、その社会政策的事態の分析・確定がなされ始めて、それに対する適切な方策論も展開されるものだからである。では、この自明とさえ思える手順ないし方法を、レヒターペがことさら取り上げて論じなければならなかった理由とは何なのか。また何がレヒターペをして、社会政策的事態の因果分析・確定を、社会政策家ないし論者の第一課題として力説・強調させたのか。

さて、社会政策的事態の因果分析・確定が方策論に先向するのは自明のことだと述べたが、実は伝統的社会政策論においてはその順序がまさに逆であり、方策論が先向し、それに適切な方策をめぐっての論議・検討がまるでなされていないのである。つまり、「これまでの社会政策の文献は、個々の社会政策的問題を論じる際、特に労働問題を科学的に論究しようとする場合、まず第一に人間労働に関して社会政策的に問題となるような〈諸方策〉から出発していたのである。しかもその上たいていは、設定された方策のみを取り扱い、より適切な方策を論議したり検討したりすることは一度もやっていない」¹⁾のだ。しかし、とレヒターペは続けて言う、より適切な方策の論議・検討がなされてい

いこと自体は「賢明な制限」であった、と。「適切な方策の論議・検討には正確な基礎づけが必要なのだが、その基礎づけに不可欠な論拠が全く欠けていたからだ。」²⁾ それに、充分な社会政策的事態が分析・確定されずして展開される方策論は、「もはや役立つ術もない実験」³⁾ を意味することになるからである。

ところでレヒターベの言う通り、戦前のドイツの伝統的社会政策論者が、充分な社会政策的事態の分析・確定もせずして方策論から出発し、適切な方策の論議・検討をなしていないにしても、それにはしかるべき理由があったのである。と言うのはこうだ。戦前のように社会政策の客体である労働者が社会的・経済的「弱者」であった限りでは、従って彼らが単に社会秩序の維持という点からのみならず、倫理的・道義的な点からしても保護されなければならない存在であった限りでは、さしあたり労働者の保護＝社会政策の必要こそあれ（従来の社会政策論が方策論から出発した所以であろう）、その方策を批判的に取り上げて論議・検討する必要などなかったわけである。このことは別言すれば、社会政策的事態を特に分析・確定する必要もなかったということだ。そしてまた、戦前のように社会政策を行う主体が資本と労働から中立的な半封建な社会国家＝ドイツ帝国であった限りでは、社会政策論者が社会政策的要求（＝労働者保護）を掲げるに、それを社会政策的事態から何らかの形で基礎づけして提示するという必要も、またそれを強制するものもなかったわけである。

その点をレヒターベは、アメリカ合衆国において社会政策がかくも大きな進歩をとげたのは、そこでは社会政策的方策がドイツにおけるように国家によって權威的に企図されずに、むしろ私的なイニシアティブの上に、私的な集団の手によって遂行されたからである」というワルター（A. Walther）の叙述を引用し、次のように述べている。「社会政策的課題のために、この私的な団体をえるには、あらかじめ社会政策的要求が、現存する社会政策的事態から、また所与の社会的状況から、科学的に基礎づけされていなければならない。しかるに、元来ドイツの社会政策においては、社会政策的に要求されたところのものを異論なく基礎づけるという必然性・強制が存在しなかったのである」⁴⁾ と。

以上、社会政策的事態の分析もせず、ただ倫理的・道義的見地から方策を要

求する傳統的社會政策論を可能ならしめ存続せしめたのは、当時のドイツの歴史的状況であった、と言えるだろう。つまり、社會政策の客体である労働者が「弱者」であり、その主体が「社会的王制」としてのドイツ帝国であった限りでは、社會政策的事態の分析・確定もせず、方策論から出発する政策論をもって充分こと足りたのだ。

だが戦後、かつての「弱者」であった労働者は、すでに政治的にも強者となり、また資本主義經濟の発展によってある程度經濟的貧困からも解放されつつあった。また、社會政策の主体であった半封建的社會國家＝ドイツ帝国は消失し、それに代って純粹な資本主義國家＝ドイツ共和国の生誕をみたのが戦後ドイツの状況であった。くり返し述べてきたことだが、ここに資本と労働は初めて直接的な形で対立することとなり、しかも戦後ドイツ經濟の混乱は、それを史上最高という労働争議をもって現出せしめていた。この社会的対立・緊張に対して、その客体と共に主体をも見失ってしまった傳統的社會政策論者は、なす術を知らず全く無力であった。否、この系譜に属する人々は、社會政策のもつ限界つまり費用という点を強調することで、社會政策反対の立場にさえ立ったのである。また他方で社會政策の急進的解釈（＝社會主義的解釈）までなされていた、というのが戦後ドイツの状況であった⁵⁾。

とすれば今や、社會政策の方策そのものが批判的に論議・検討されなければならなくなった、と言えるであろうし、また新たに社會政策も社會安定のための方策を要求しようとするれば、人はそれを何らかの形で基礎づけて提示することをよぎなくなれるに至った、と言えるであろう。従ってレヒターペもこう言うのだ。そうした戦後のドイツの状況を考慮することはもちろん、他方で「新労働法」や「労働科学」のような諸科学が発展してきていることも考慮する時、もはや今日の社會政策は方策論をもって出発することは許されない、今や何よりも社會政策的事態の分析・確定がなされなければならない、と。つまり、「今や社會政策論は、すでに設定されている、あるいは設定されるべき社會政策の方策を論じることから始めてはならない。それは、まず何よりも社會政策的事態を分析しなければならず、問題を論議し、それをあらゆる視点から説

き明かさなくてはならない」⁶⁾のである。

以上、レヒターベによる社会政策的事態の分析・確定の力説・強調は、何よりも戦後ドイツの「歴史的状況」に強いられたものであった、と言えるであろう。もっとも単にそれだけではない。その力説・強調は、戦後ドイツの歴史的状況の変化に対して伝統的社会政策論が無力化していたことの原因を、レヒターベが「方法的」に批判・反省したことの所産でもあった。以下この点について簡単に見ておこう。

レヒターベによれば、社会政策家ないし論者の課題・目的とは、社会的対立・緊張を緩和ないし除去するのに適切な手段を見出すということにあった。この課題からして、適切な諸方策の論議・検討（レヒターベ社会政策論の第二課題）が不可欠のものとなろう。社会的対立・緊張を緩和ないし除去するに適切な手段を見出すには、適切な諸方策の論議・検討がその前提となるからだ。実は、この適切な諸方策の論議・検討に不可欠の前提こそ、レヒターベが強調してやまない社会政策的事態の因果分析・確定（レヒターベ社会政策論の第一課題）なのである。つまりこうだ。社会的対立・緊張を緩和ないし除去するに適切な手段を見出そうとするならば、まず何よりも社会政策的事態、つまり社会的対立・緊張の状況およびその根源が、あらゆる角度から（レヒターベによれば社会学、社会心理学および統計学の助けを借りて）分析・確定されなければならない。こうして社会政策的事態が分析・確定されて初めて、それに対する適切な方策の論議・検討も（レヒターベによれば社会教育学、社会倫理学および社会衛生学等の助けを借りて）なされるのであり、ひいてはそれが、社会的対立・緊張を緩和ないし除去するに適切な方策や手段を見出すことを可能ならしめることにもなる。

こうして見てくると、戦前の伝統的社会政策論が戦後急激に高まったといわれる社会的対立・緊張に対して無力化しざるをえなくなった原因は、単に戦後ドイツの歴史的状況の変化にのみあったのではなくて、むしろ社会政策事態の十分な分析をなさずして方策論をもって出発するという伝統的社会政策論者の「方法」にこそあった、と言えるであろう。レヒターベが自明とさえ思える方

法の問題を取り上げて論じざるをえなかった所以である。レヒターペは、戦後ドイツの歴史的状況の変化を顧慮することはもちろん、伝統的社會政策論の無力化の原因を「方法的」に批判ないし反省し、ここに何よりも社會政策的事態の因果分析・確定の必要を力説・強調したのである⁷⁾。

では、その社會政策的事態の因果分析・確定はいかになされるべきなのか。レヒターペの言うところを聞こう。すでに見たように、「社会的対立・緊張(＝社會政策的事態)は、現実に即して独断を混じえずに把握しなければならない」、とレヒターペは述べていた。言うまでもなくそれには、事實資料の存在が不可欠である。社會政策家が、まず何よりも、「具体的事實の飽くことなき渴望者(J. Schumpeter)」たらなければならない所以だ。この点についてレヒターペは次のように述べている。「いかなる実践的な社會政策の方策であれ、できる限り多くの資料を包括的に集め、それを徹底的に分析することによって、あらかじめ社會政策的事態が科学的認識の澄みきった光の下に照らし出されることなく企図されるとすれば、それはもはや合理化された經濟・社會生活において何ら役立つ術もない実験を意味する、ということが、科学的社會政策の観点からは強調されなければならない⁸⁾」と。こうしてレヒターペは、できる限り多くの資料や素材を集めて、社會政策的事態を因果的に分析することの必要を強調するのである。そしてまた、レヒターペが自らの社會政策論を「科学的」と呼ぶ理由もそこにあるのだ。従って社會政策的事態の多くの資料や素材に依拠した因果分析(＝レヒターペの言う科学的分析)に基づく政策論を、レヒターペは「科学的」社會政策論と解し、その構築を意図するのである。

ところで、その科学的社會政策論の社會政策的事態の因果分析の中心に、レヒターペによって選択されたのが、「人間労働」(menschliche Arbeit)という概念であった。では何故レヒターペは、その概念を彼の社會政策論の中心に選び置くのか。この点に立ち入る前に、ここでは、社會政策の「科学性」と「倫理性」との関係についてレヒターペの言うところを見ておきたい。

レヒターペは、「科学的」社會政策論の構築を意図するも、社會政策から「国家的」・「倫理的」配慮を一掃しようとしているのではけっしてないのである。

「ドイツにおいては社会政策的方策が施行される場合、決定的な役割を演じたのは、国家的・人道的・倫理的な配慮であったし、今日でもなおそうなのである。」⁹⁾ この点に、ドイツの伝統的社会政策論者が社会政策的事態の十分な分析もせずして方策論から出発した原因——従ってまた戦後ドイツの歴史的状況の変化につれてその政策論が無力化しざるをえなかった原因——を認めたレヒターペではあったが、彼は上に続けてこう述べているのである。「その種の配慮がドイツの社会政策から全く一掃されていたらよかったのにと思っているわけではない、ドイツの社会政策にビジネスの雰囲気を持ち込まれる必要はない」¹⁰⁾ と。もともと、社会政策が政策として施行される限り、そこには政策目的なり指導原理なるものが定立されていることは明らかであり、またそこに何らかの人生観ないし価値観なるものが入り込むのを避けることはむづかしい。かのウェバーの「没価値説」＝科学性の主張も、「ただそれが学者または研究者の主体的な学問的態度の中に忍び込んではいけない」¹¹⁾、というだけのことであった。

とまれレヒターペは、人生観なり価値観なりを伴わざるをえない政策目的を論究することに彼の社会政策論の課題を求めるのではなく、あくまで社会安定という政策目的を達成するのに適切な手段を見出すことに、またそのための方策論に、彼の社会政策論の課題を限っていた。この課題を遂行するためには、何よりもまず社会政策的事態の分析・確定がなされなければならなかったことについては、すでに論を追って見てきたところである。その社会政策的事態を分析・確定する努力において、できる限り多くの資料を集め、それを因果的に分析せよというのが、レヒターペの「科学性」の主張であった。とすれば、社会政策に伴う「国家的・人道的・倫理的な配慮」と、レヒターペの「科学性」の主張は、けっして矛盾・対立するものではない、と言えるであろう。否、レヒターペによれば、「ドイツの社会政策における国家的配慮および倫理的精神に与するのが、科学的認識なのである。」¹²⁾

さて、「もともと社会政策とは一般には社会問題に対する国家の政策と考えられ、その内容も資本主義の発展に伴って生起したさまざまな社会問題——農業問題、中小商工業問題、租税問題、住宅問題等々——を包括するものであつ

た」³⁾とされているように、社會政策の含む内容は実に多岐にわたっており、単に「労働問題」に限られるものではなかった。このことは、ドイツの伝統的社會政策家達が、社會政策（＝社會改良）という名の下に、当初いかなる問題をその対象に取り上げて論じているかを提起してみれば明らかであろう。例えば、シュモルラー（G. Schmoller）は中小商工業問題を、ブレンターノ（L. Brentano）は労働組合問題を、ワグナー（S. Wagner）は租税問題をその対象に取り上げて論じている。

しかし19世紀末以来の経済学の発展は、ドイツ資本主義の変貌と相伴って、社會政策の中心問題が「労働問題」にあることを人々に認識させるようになった。と言うのも、「経済学諸分野の発展が、農民問題を農業政策として、中小商工業者問題を商業および工業政策として、租税問題を財政政策として取り上げ論究することを可能ならしめ、結局社會政策の固有領域として残されたものが、労働問題に他ならなかった」⁴⁾からだ。なお資本主義の変貌は、その矛盾を何よりも労働争議という形で顕在化させ（レヒターペの生きた時代がまさにそうであった）、社會問題中に労働問題の占める意義の重要性を人々に認識させるものであった。「社會問題と呼ばれるものは実に様々な面をもっている……しかしこれら様々な面または角度において拮据する問題の中で社會政策は特に労働問題に係わる問題をその対象として取り上げるものである。けだし一切の社會問題の中で労働問題という形で登場する問題こそ、最も基本的であり、またその問題の解決が他の一切の社會問題の解決を決定するからである」⁵⁾

要するに以上、社會政策論とは、種々の社會問題の中でも特に労働問題に係わるものをその対象として取り上げ論じるものだと言えるわけだが、このことを、レヒターペは当時のドイツの社會政策に関する代表的諸文献の概観・検討を通じて確認する。つまりこうだ。当時のドイツの社會政策に関する代表的諸文献を概観・検討したレヒターペは、確にそこに二つの志向があることを指摘する。主として「社會学的に方向づけされたもの」と、主として「経済学的に方向づけされたもの」というのがそれだ。「第一にあげられる志向を有する著者達は、社會政策的諸問題を社會階級の視点あるいは社會の視点のいずれかの

下で考察するのに対して、第二の著者達の集団にあっては生産性の視点が前面に出ている。』¹⁶⁾ しかし、レヒターペはこう言うのである。「部分的に言えばまさに多岐に分かれている社会政策の諸志向の相違にもかかわらず、著者達は一致して社会政策的問題を労働問題を中心に分類している」¹⁷⁾ と。こうしてレヒターペは、社会政策論が「労働問題」を中心に論究するものであることを確認しているのだ。

その確認の上に立ってレヒターペは、なお彼の社会政策論の対象を「人間労働」と規定し、この概念を彼の社会政策論の中心点に選びおくのである。では何故あえて彼はそうするのか。レヒターペは上に見た叙述に続けてさらにこう述べている。「労働問題の取り扱い是个々の著述家の下では非常に様々で、階級問題、労働契約、あるいは労働生産性の問題として論じられているのだが、すべての著述家達が、その社会政策上の根本的な把握では一致して、等しく<人間労働>の問題に係わっていた」¹⁸⁾、と。こうして、当時の社会政策論——社会学的志向を有するそれであれ経済学的志向を有するそれであれ——が労働問題を論じる際にその中心点においたのは「人間労働」であった、ということを確認したレヒターペは、「人間労働」という概念を、社会的視点の下でも経済的視点の下でも考察可能な包括的な概念だ、と解する。しかるにレヒターペによれば、「労働関係および「労働契約」という言葉では契約の際に問題になる当事者間の法的関係が考えられており、「労働階級」および「労働者階層」という言葉では主に社会的な階層が問題になっているにすぎず、また「労働力」あるいは「人間労働力」という表現を用いるとすれば力点は「力」という言葉にあり、ここでは労働問題の経済的・生産技術的側面が強調されているから、そのいずれの言葉・概念も片手落ちで不十分だ¹⁹⁾、ということになるのだ。

もはや「人間労働」という概念がレヒターペの社会政策論の中心点に最も合目的なものとして選び置かれる所以は明らかであろう。「人はその言葉によってほぼ労働の経済的側面と社会的側面とを正しく斟酌できる」からであり、「労働は人間活動、人間人格の活動、つまり *actus humanus* であって、単なる *actus hominis* ではない (H. Pesch)」²⁰⁾ からだ。こうして、レヒターペが社会政策

家ないし論者の第一課題として力説・強調した社会政策的事態の因果分析・定確は、「人間労働」をめぐってなされるのである。つまり、「人間労働」の「社会政策的事態の因果分析・定確」である。では、この人間労働の社会政策的事態とは何であるのか。それは、レヒターペのいう社会政策の目的ないし課題を想起すれば明らかのように、「人間労働」から生じてくる「社会的対立・緊張」に他ならない。つまり、人間労働の本質から生じてくる社会の破壊過程につながる諸問題が、レヒターペの科学的社会政策論の対象となるのであり、人間労働の本質からいかなる社会の破壊過程につながる諸問題が生じてくるかが、まず分析・定確されることになるのだ。従ってまた、レヒターペの「科学性」の主張も、ひっきよう人間労働の社会政策的事態の分析、つまり人間労働から生じてくる社会的対立・緊張の分析・定確に際してのそれであった、と言えるであろう。

とまれレヒターペは、人間労働をまず「生産」との関連において、それから「分業」、特に「機械」、そして「経営」、「職業」という順で、その各々に係わらしめて考察し、そこから生じてくる社会政策的事態を明るみに出し、しかる後に諸方策の論議・検討を試みるのである。そしてこれが、レヒターペ社会政策論の主内容をなしている。そこで次に、それをできる限り忠実に取り上げて、レヒターペの社会政策論の概要を明らかにしたい。

(注)

- 1) H・Lechtape, Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena 1929, S.49.
- 2) H・Lechtape, a. a. o., S.49.
- 3) H・Lechtape, a. a. o., S.51.
- 4) H・Lechtape, a. a. o., S.51.
- 5) この点、詳しくは小稿の「はしがき」注6)の参照を乞う。
- 6) H・Lechtape, a. a. o., S.50.
- 7) 社会政策的事態の科学的分析の不可欠性について、ツグィデネックはこう説明している。「単に要求されたものの可能性を欲するのみでなく、それを検討するまさにその社会政策のみが、合理的と呼ばれうる。さらに、社会政策的行為を引き起こす弊害を除去しようと試みるだけでなく、この弊害の根源を探求し、まさにそのことに力点を置こうと試みる時にのみ、その社会政策を合理的と呼びうるのである。それ故に社会政策の科学的性格が絶えず実現されるのは、社会科学的に重要な事実に関する多くの認識によって、つまり社会科学の諸関連と諸現象の中に存在する因

果関連一般の信頼できる洞察を得ることによって、また経済生活の動態を絶えず観察することによってである」(ツグィデネック「Sozialpolitik」, S. 64. Lechtape, SS. 50-51).

- 8) H・Lechtape, a. a. o., S. 51. ここに、レヒターペが方法の問題について明白に定式化している観点は、社会科学及び社会政策的認識の客観性を主張したマックス・ウェバーが、1919年弟のアルフレッドと一緒に企てた「封鎖的大工業の労働者層の選択と適応」(Die Enquete des Verein für Sozialpolitik über Auslesse und Anpassung der Arbeiterschaft der geschlossenen Grossindustrie, 1907) という社会政策学界の調査に際しての方法意識と同じものであったことが石坂氏によって指摘されている。「ウェバーはこの調査に際して、経験科学的方法を用いることにより、できるかぎり対象事態に迫ろうということであった。つまり社会政策的諸方策の立法的評価や判断より先ず対象たるべく事態を掴もうという努力において、科学性をウェバーもレヒターペも主張したのである」(石坂巖『経営社会政策論の成立』, 有斐閣, 105頁)。それはまた、「単なる国家的社会政策のみをもっては、もはや新しい労働者の生活、消費生活の条件並びに彼らの意識を把握することができなくなったことを反省した結果に他ならなかった」(大河内一男『社会政策の基本問題』, 青林書院新社, 昭和43年, 199-170頁)。
- 9) H・Lechtape, Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena 1929, S. 51.
- 10) H・Lechtape, a. a. o., S. 51.
- 11) 大河内一男『社会政策(総論)』, 有斐閣, 昭和44年, 52頁から引用。
- 12) H・Lechtape, Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena 1929, S. 52.
- 13) 隅谷三喜男『労働経済学』筑摩書房, 1969年, 202頁。
- 14) 隅谷三喜男, 上掲書, 202頁。
- 15) 大河内一男, 『社会政策(総論)』, 有斐閣, 昭和44年, 4-6頁。
- 16) H・Lechtape, Die menschliche Arbeit als Objekt der wissenschaftlichen Sozialpolitik, Jena, S. 44.
- 17) H・Lechtape, a. a. o., S. 48.
- 18) H・Lechtape, a. a. o., S. 48.
- 19) H・Lechtape, a. a. o., S. 5.
- 20) H・Lechtape, a. a. o., SS. 5-6. この人間的視点の強調は、労働の担い手たる労働者が、単なる生産要素という経済的要因にとどまるものでない社会的存在でもある、という事を認識・強調したことに他ならない。この点に、「レヒターペの問題意識の特性とエルンスト・メイヨアの産業文明の人間問題を生み出した時代的特質がある」(石坂巖『経営社会政策論の成立』, 有斐閣, 107頁)。

(未完・以下次号予定)